

2020年9月30日

さいたま市長

清水 勇人 殿

2021年度市政運営及び
予算編成に関する要望書
第1次分

日本共産党さいたま市議会議員団

団 長 神 田 義 行

目次

【1】	財政運営について	・・・1
【2】	新型コロナウイルス感染症対策の徹底	・・・2
【3】	地域産業を振興し、中小商工業者の営業を守る施策の充実	・・・4
【4】	農業と地場産業の振興	・・・5
【5】	安全・良質・安価な水道の供給	・・・5
【6】	勤労者福祉と雇用対策の充実	・・・5
【7】	若者への支援	・・・6
【8】	消費者行政の充実	・・・6
【9】	「さいたま市平和都市宣言」をいかした平和行政の推進	・・・7
【10】	地方自治権を拡充し、清潔・公正・市民に開かれた市政へ	・・・8
【11】	憲法と「子どもの権利条約」を生かした教育の推進	・・・9
【12】	社会教育の充実と文化・芸術・スポーツの発展	・・・12
【13】	ジェンダー平等の実現と個人の尊厳を守る	・・・13
【14】	住民福祉の向上のために	・・・14
【15】	市民のいのちと健康を守る医療制度の充実	・・・20
【16】	動物愛護について	・・・21
【17】	緑と自然環境を守り、安心・安全なさいたま市へ	・・・22

【1】財政運営について

1. 不要不急の開発計画、浦和駅西口南高砂地区、大宮駅周辺地域戦略ビジョン、ウイングシティ構想、武蔵浦和駅周辺再開発、またそれに関連する大型道路、都市計画道路などの大型公共事業の計画の見直し、中止をはかること。
2. 公共施設マネジメント計画は、市民が求める公共サービスの充実を図れなくなることから、撤回すること。
3. PPP/PFI は公共施設建設および管理運営において様々な問題を生み出している。そのため、公共施設整備にあたって一定額以上の契約を条件に PPP/PFI 導入を検討することはやめ、直営を基本にする方向に改めること。
4. 財政調整基金や都市開発基金などは、当面、市民負担の軽減や市民が切実に求めている事業の財源とすること。
5. 手数料・使用料への消費税転嫁をやめること。
6. 本庁及び各区の人員削減をやめ、正規職員の増員を図り、異常な長時間残業を解消すること。及び、専門的研修の場を保障し、職員の専門性の向上をはかること。
7. 債権回収事業は市民の生活実態を考慮し、生活再建につなげることを重視すること。また納税相談において相談者の希望があれば、帯同者の同席を認めること。
8. 市税延滞金については、規則に則り、納税者の最低限の生活に支障がないように、免除・減額を適正に実施すること。

【2】新型コロナウイルス感染症対策の徹底

1. 市民の命と健康を守る体制構築について

- ① 医師会と連携し、発熱外来を設置すること。
- ② 保健所・保健センターの人員を抜本的に増やすこと。
- ③ 感染拡大を抑えるためにも検査体制と医療体制の拡充にいっそう注力すること。軽症者の隔離施設も県と連携してさらに確保すること。その際、国も含めた公的施設の活用も検討すること。
- ④ 医療・福祉等、市民の命と生活を支える施設でのマスク・消毒液等の物資が途切れることのないよう、現物支給を継続すること。
- ⑤ 認可保育所などの各種福祉施設や学校・幼稚園などの教育施設、また医療的ケアを要する施設、重度障害児者の施設等において感染者（陽性者）が出た場合は、濃厚接触に関する判定の如何にかかわらず、感染者に関わった職員、利用者、関係者を広く PCR 検査の対象とすること。あわせてこれらの施設に勤務する職員、出入り業者への定期的な PCR 検査等を行うことでリスクを低減させること。
- ⑥ さいたま市立病院の旧病棟の活用について、予算措置も含めて県に強く働きかけること。
- ⑦ 感染が持続的に集積している地域（感染震源地＝エピセンター）を明確にしてその地域の住民に開示するとともに、地域の住民及び事業所の在勤者の全体に対して PCR 検査を実施すること。
- ⑧ 自費で PCR 検査を受けた市民に対して、検査費用の補助を行うこと。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に対応するため、インフルエンザワクチンの供給量を確保すること。また 18 歳未満の子どものインフルエンザ予防接種の費用を無料にすること。

2. 市民の暮らしと営業を支える対応について

- ① 小規模企業者・個人事業主への直接的な経済支援を再度実施すること（減税、家賃補助、現金給付等）。
- ② 税・保険料・公共料金等の納付や市奨学金返還において困難が生じている市民に対し、4 月 1 日付総務省自治税務局企画課通知の内容を、徴収に関係するすべての職員に徹底し、猶予等の柔軟な対応をすること。
- ③ 国民健康保険税の減免規定において新型コロナウイルス感染症の影響による収入減を災害と同等とみなしたことを加入者に周知徹底すること。また、減免決定をすみやかに行うこと。
- ④ 市民生活・地域経済の急速な悪化に鑑み、本市の独自支援として水道料金及び学校給食費の値下げ等、市民負担の引き下げを行うこと。
- ⑤ 市が関与する融資事業において税の完納を条件とすることなく、金融機関に対して速やかな融資の実行を要請すること。

3. 子どもにかかわる対応について

- ① 感染症流行のもとでも、「子どもの権利条約」に則った対応を行うこと。
- ② 万が一、新型コロナウイルス感染症の再流行に伴って学校が一斉休校となった場合、放課後児童クラブや学校で預かる児童に対して給食施設を活用した昼食の提供を行うこと。
- ③ 社会的距離の確保のため、1クラス 30 人以下の少人数学級を早急に実施すること。また、そのための教員の確保に努めること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響で不登校となった児童生徒へのケアを充実させ、学校以外の学びの場へ通う場合の経済的負担を軽減すること。
- ⑤ インターネット環境のない世帯に向けての Wi-Fi 貸出で生じる通信費については、保護者の自己負担ではなく市が負担すること。
- ⑥ コロナ対策で増員されたスクールサポートスタッフを引き続き各校に配置し、拡充すること。

4. 青年・学生にかかわる対応について

- ① 市の奨学金制度の貸与人数の拡大および要件緩和を行うこと。
- ② 支援として、市の臨時職員への学生の雇用を行うこと。
- ③ 学生の実態を把握し、相談窓口を開設すること。
- ④ 経済的に困窮している学生への支援を行うこと。

5. 公共施設の利用について

- ① 利用人数の上限を定数の半数にしていることから施設使用料（会場費）を半額に減免すること。
- ② 参加者名簿の扱いについて、個人情報保護の観点から、イベント終了後に参加者名簿の提出を求めることはやめること。

6. 複合災害の備えを強化することについて

- ① 避難所において感染症対策に万全を期すことができるよう、物資の備蓄をすすめること。
- ② 分散型避難を想定した対応など、各地の豪雨災害の経験を生かした対策を進めること。

7. 社会インフラを支えるための保育所・学童保育への支援

- ① コロナ禍において開設を求められた保育所や学童保育への支援を強化すること。
- ② 保育所や学童保育で働く職員の給与が事業主によって減額されることのないよう、市として徹底的に指導すること。

【3】地域産業を振興し、中小商工業者の営業をまもる施策の充実

1. 地元中小企業を守るための不況対策について

(1) 融資制度の改善について

- ① 既存の制度について、既貸付分をふくめ、期間の延長、返済猶予、特別利子補給、保証料の助成などの緊急措置をとるとともに申請から実行までの期間の短縮を図ること。
- ② やむをえず休業した業者に対し、保証人無し、無利子、長期の生活資金の貸付をおこなう市の新たな制度を創設すること。

(2) 仕事確保のための対策について

- ① 少子高齢化対策や高齢者保健福祉計画にかかわる施設整備、公営住宅の建設、学校の老朽校舎の改修・建て替えなどを前倒して行い中小建設業者の仕事を増やすこと。
- ② 市の公共事業や物品購入などは地元発注を強めること。そのために分離・分割発注で地元優先とし、中小企業発注比率を大幅に向上させること。
- ③ 住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ④ 市の委託業務や発注工事で業務委託契約を結ぶ際に、適正な労働条件や賃金が確保されるよう市独自の客観的な経費の基準を定め請負業者や下請業者に守らせる「公契約条例」を制定すること。
- ⑤ 小規模事業者登録制度について、事業内容や申請方法を対象となる事業者に周知徹底すること。対象事業や手続きの簡素化をはかり広範な小規模事業者が参加できるように改善すること。小規模事業者の担当部署や窓口を設置すること。
- ⑥ 市内外の大企業・親会社に対し「下請中小企業振興法」とそれにもとづく「振興基準」、「下請代金支払遅延等防止法」などを厳重に守り、一方的な下請け発注の打ち切り、単価の切下げなどをやめるよう申し入れること。
- ⑦ 建設業退職金共済制度の周知徹底、元請業者への証紙貼付状況の報告を義務づけること。

2. 大規模小売店舗の出店、撤退を規制する独自の条例を制定すること。小規模・零細な小売店や商店街を残すよう、助成・育成していくこと。

3. 中小企業の経営基盤の強化、地場産業の保護育成、地域経済の安定化、下請け保護など、中小企業振興のための総合的な指針と対策を示す「中小企業振興条例」を制定すること。

【4】農業と地場産業の振興

1. 生産緑地法について、農業経営者、農協、市民の意見を充分取り入れ、実態に即した対策を行うことについて
 - (1) 生産緑地の規模要件に満たない農地でも、営農意欲と意志のある農家にはさいたま市独自で緑地補助金制度を設けるなど負担軽減措置をとること。
 - (2) 生産緑地指定農地の周辺が高層マンション等の宅地開発により風水害、日照、夜間照明の作物障害等を出さないよう指導を強化すること。
2. 販路の拡大等、都市農業の振興について
 - (1) 園芸農産物の安定供給のため、流通機構の確立をはかること。
 - (2) 地場産業である花・植木・苗木などの産地育成のための生産施設、及び販売活動に対し、農業者トレーニングセンター・集荷施設も含めて新しい技術の導入を行うこと。
 - (3) 市の公共事業の緑化については、地元植木の活用の拡充をはかること。
 - (4) 市独自の価格安定保障制度をつくること。
 - (5) 新規就農者への補助制度を抜本的に拡充すること。
 - (6) 産直・市民農園・有機農産物の生産・供給を支援すること。

【5】安全・良質・安価な水道の供給

1. 水道事業会計は毎年多額の利益をあげているため、水道料金を引き下げること。
2. 生活保護世帯の他、児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯などの対象世帯への水道料金減免制度の周知をはかること。また、集合住宅でも減免制度が受けられるよう見直すこと。あわせて、福祉減免制度を創設すること。

【6】勤労者福祉と雇用対策の充実

1. 中・高年齢者、女性のための市独自の職業訓練施設の設置と雇用促進をはかること。
2. 母子家庭の母親の雇用獲得について、市も企業に対し一層の指導をすること。
3. 各労働団体への助成削減をやめ、引き続きさいたま市の勤労者福祉の行政を共に推進するために協力関係を強め、定期的に協議、意見交換を行い、さいたま市における制度充実を図ること。
4. 企業誘致を行う際には、地元での雇用推進を義務づけること。
5. 2020年6月1日より強化される「職場におけるハラスメント防止対策」について、市としても必要な措置をとること。市の取り組みについて市民へ知らせ、積極的に推進すること。

【7】若者への支援

1. Saitama city Free Wi-fi の整備・拡大を行い、各駅、公共施設などに設置すること。
2. 若い世代の自立支援、定住支援のための住宅家賃補助制度を創設すること。
3. 中学校・高校・大学等の高等教育機関や労働組合と連携をはかり、若者に対し、労働法関連諸法の周知徹底をはかること。引き続き、「働く人の支援ガイド」の普及に努めること。
4. 若者の就労支援のための職業訓練や就労セミナーなどを充実させること。
5. 若者の就業実態や雇用形態、所得実態を明らかにする調査を行うこと。
6. バスケットボール、フットサル、スケートボードなどができるスポーツ公園を建設すること。
7. 各行政区に、青年の居場所となる青少年センターを建設すること。
8. 3ヶ所目の若者自立支援ルームの開設を目指すこと。また、市民にその役割を周知すること。他機関、他部署と相互連携できるよう、庁内、各区役所関連施設等に周知すること。
9. 国や県・関係機関と連携し、若者の要求や悩みに応えられる相談窓口を設置すること。

【8】消費者行政の充実

1. 消費生活総合センター及び浦和・岩槻消費生活センターの職員増員を図り、受付時間を延ばすこと。相談業務にあたる職員の研修を充実させること。
2. 各種詐欺や高額投資などの詐欺的勧誘から市民（特に高齢者）を守るために啓発活動を強化すること。なお、啓発方法についてはインターネットを利用しない市民へ配慮をすること。
3. 消費生活協同組合などの市民の自主的な消費者運動への補助金額を増額すること。

【9】「さいたま市平和都市宣言」をいかした平和行政の推進

1. 「さいたま市平和都市宣言」に基づき平和行政の推進をはかること。

- (1) 「平和に関する行事」の後援に関する要綱に基づいた確認書は撤回すること。
- (2) 「さいたま市平和都市宣言」に基づき平和行政の充実をはかること。そのために市内平和団体・市内被爆者・専門家・有識者などによる「平和行政推進会議」（仮称）を設置すること。
- (3) 被爆者の要望を聞く機会を定期的にもうけ、市独自の被爆者救援対策、被爆者団体への援助を制度として確立するよう国・県に働きかけること。
- (4) 市において、「平和都市宣言」だけでなく「非核平和都市宣言」をおこなうこと。
- (5) 学校教育、社会教育において戦争と被爆の悲惨さを知らせ、戦争体験者や被爆者の話を子どもたちに聴かせるなど平和教育を積極的に取り入れること。
- (6) 中央図書館の平和図書コーナーの充実を図ること。
- (7) 「平和のための戦争展」「原爆と人間展」などを今後も更に積極的に後援すること。
- (8) 原爆の灯をともし続けている常泉寺（見沼区片柳）に対する助成を行い、市民に広く取り組みを知らせること。

2. 自衛隊について

- (1) 自衛官募集のための住民基本台帳の名簿提供には、今後も協力しないこと。
- (2) 埼玉県基地対策協議会に加入すること。
- (3) 自衛隊機及び米軍の市上空での飛行や自衛隊の基地外の訓練については、自衛隊・防衛庁に対し事前の報告を求めること。報告の内容を市ホームページ等で市民に知らせること。とりわけ野外演習は国に中止を求めること。
- (4) 災害訓練が名目であっても、地方自治体からの要請がなく、地方自治体を自衛隊に従わせるやり方の訓練に対しては、協力しないこと。
- (5) 陸上自衛隊の大宮駐屯地での CBR 戦の研究、訓練の中止、核シェルターや、放射性物質などの撤去を関係機関に要請すること。
- (6) 陸自大宮駐屯地化学学校で製造している毒ガスの安全対策について
 - ① 大宮駐屯地内の事故は全て市に報告させるよう防衛省に求めること。
 - ② 住宅地で毒ガスを製造することは適切でないため、施設の移転を防衛省に求めること。
- (7) 市や区のイベントに自衛隊関連の参加をさせないこと。特に武器や武装の展示などはさせないこと。

【10】 地方自治権を拡充し、清潔・公正・市民に開かれた市政へ

1. 市民の税負担を軽減することについて

- (1) 災害、水害等で被災した市民に対し特別減免対策を創設し、緊急融資はじめ、援助施策の一層の充実を図ること。
- (2) 市民税について、実態にあった申請減免の実施を図ること。
- (3) 市税条例の改善について、医療費控除額対象を拡大し、市民負担の軽減を図るため、当面2万円まで引き下げること。

2. 情報公開と市民参加について

- (1) 市政への住民参加の道を広げること。
 - ① すべての審議会と計画策定委員会について市民公開とし市民公募の委員を増やすこと。
 - ② 区民会議の委員選出について、募集枠の拡大、選考方法など住民自治の立場から充実をはかること。提言を活かすこと。
 - ③ 行政区の権限及び予算の拡大をはかること。当面、生活道路の整備、都市下水路、近隣公園の管理、整備、融資などを区役所業務に加え職員配置を進めるための予算措置を図ること。
- (2) 情報公開条例は、市民の知る権利を保障し充実すること。政策決定過程を含めた行政情報を広く公開し、意見を聴取すること。
- (3) 公共用地確保のために土地提供者に対する税の特別措置を継続すると共に、譲渡所得の特別控除を実状に即して大幅に引き上げるよう国に要求すること。
- (4) 市民生活サポートセンターにおいて、市民の自由な利用を保障すること。

3. 指定管理者制度について

- (1) 安易な導入はしないこと。すでに導入されている施設についても実態を把握し、常に点検・見直しをはかること。
- (2) 指定管理者の選定にあたっては、市内業者を重視するとともに、公開・公平な選定基準により行い、公共性の確保、労働法遵守と行政水準の後退を招かないよう公的な責任を果たすこと。
- (3) 事故が起きた場合の責任の所在を明確にすること。
- (4) 指定管理者が管理している公共施設における市民からの苦情について、指定管理者が対応しない、あるいは対応が不十分な場合は市が適切な指導をおこない、最終的に市が責任をもって苦情解決にあたること。

4. マイナンバー制度について

- (1) マイナンバーは重大な個人情報であるとの認識を持ち、セキュリティ対策に万全を期すこと。
- (2) 市独自の個人番号カードの用途の拡大はしないこと。

【11】憲法と「子どもの権利条約」を生かした教育の推進

1. 憲法の精神を尊重した民主的教育をすすめることについて

- (1) 教育の公正・中立性・自主性を確保すること。
- (2) 教育委員会の運営は市民に開かれたものとし、議事録の公開を一層早めること。また、ホームページへの情報公開を増やすこと。
- (3) 子どもの命と権利を大切にす観点でいじめ問題にとりくむこと。子ども、保護者に寄り添った対応をすること。
- (4) 教職員による暴言・体罰をなくすこと。
- (5) 「さいたま市学習状況調査」や民間学力テストは、全国、県とあわせてテストが過多になっているため、中止を含めて見直すこと。
- (6) 教科書採択は、教育現場の意見及び選定委員会の意見を尊重すること。
- (7) 教育方針にかかわる重要事項の決定は、校長を含めた教師全体の協議を尊重し、専門的事項にかかわる教職員の意見が学校運営に反映されるようにすること。
- (8) 教職員の人事評価の目的は学校の教育力・チームワークを高めるものであり、人事評価結果を利用した賃金格差につながるような昇給制度を導入しないこと。
- (9) 「部活動の在り方指針」が実施されるよう現場に徹底すること。部活動予算を増額し、保護者負担を軽減するとともに、大会等の派遣の際は全額市費で負担すること。部活動に関わる外部指導者の暴言・体罰をなくすこと。
- (10) 休日の部活動指導教員の手当は教員の給与を基準に支給すること。
- (11) 中学生の社会体験・職場体験で、大宮駐屯地をはじめとする自衛隊での体験学習を対象から除くこと。

2. 教職員の業務軽減と健康管理の充実をはかり、児童生徒一人ひとりに行き届いた教育を保障することについて

- (1) 学校現場での休憩・休息のための休憩室等を整備すること。
- (2) 妊娠および病休者の代替教員を隙間なく確保すること。妊娠時の体育代替教員を配置すること。
- (3) 教員と子どもの多忙化に拍車をかける年間授業日数 205 日以上を見直すこと。
- (4) 臨時的任用教員の割合を引き下げる採用計画に、引き続きとりくむこと。臨時的任用教員の正規採用希望者に対し、経験を評価すること。
- (5) スクールアシスタントの待遇を県費教員並みの時給 2500 円以上に引き上げること。また、学校図書館司書の待遇改善を図ること。
- (6) グローバルスタディ科は、教員の負担を軽減するため小学校低学年では中止すること。

3. 教育環境の整備と父母負担の軽減をはかることについて

- (1) 過大規模校を早期に解消するための計画を立て、具体化すること。とりわけ新設校による解消を重視して進めること。
- (2) 教育の機会均等の立場から予算配分し、教育条件整備をはかること。
 - ① 学校配当金の需用費を増額し、市内小・中・高校から要望の上がっている危険な施設・設備や老朽化したものについて緊急に修繕等を行うこと。
 - ② 教育振興費を増額し、PTA・学校後援会や自治会などの寄付行為を中止させること。
 - ③ 父母負担の軽減のため、学級費、学年費等を徴収しないこと。特に紙代・印刷費・プールの消毒液等は、すべて公費で賄うこと。
 - ④ 大規模改修、トイレ改修等予算を拡充して改修学校数を大幅に増やすことで「学校施設リフレッシュ計画」を前倒し実施すること。
 - ⑤ 全中学校に男女別更衣室を設置すること。また、性的マイノリティの生徒への支援策として着替えの場所等を確保すること。
 - ⑥ 新築・改築にあたっては、保護者の声をよく聞き、バリアフリーを重視すること。子どもにやさしいデザインや構造、ユニバーサルデザインを採用すること。
 - ⑦ 校外学習の保護者負担を引き下げる。また、自然の教室へのバス代補助金を増額すること。
 - ⑧ 保健事務員の補助事業を復活させること。
- (3) 就学援助制度の適用範囲を広げること。また、支給対象費目を拡大すること。

4. 児童・生徒の安全と健康を重視した教育にとりくむことについて

- (1) 小学校特別教室および体育館へのエアコン設置を早急に行うこと。
- (2) 運動会・体育祭での組体操は安全を考慮し、ピラミッドにおいては基準を設けること。
- (3) 運動会・体育祭での児童生徒席への暑さ対策を講じること。
- (4) さわやか相談室、スクールソーシャルワーカー等、関係機関との連携を強化すること。
- (5) 学校警備員は1日配置すること。

5. 安心・安全の学校給食への対策について

- (1) 小学校の給食調理業務の民間委託を見直すこと。
- (2) 給食調理員を増員し、常時交替要員を確保すること。給食配膳員の常時交替要員も確保すること。
- (3) 給食費を値下げすること。多子世帯の減免制度を創設すること。給食費滞納世帯の児童・生徒に対し差別的対応をしないことと共に就学援助制度を紹介すること。消費税および徴収手数料は公費で負担すること。
- (4) 米飯給食の回数を増やし、学校給食用の米・牛乳などの補助金を継続するよう国などに要請すること。
- (5) 食の安全点検を一層強化すること。輸入冷凍食品や半加工品の使用をさけること。特に米国産牛肉は使用しないこと。

- (6) 学校給食に地産地消の立場から市内産の米をはじめとした地元農産物を積極的に使うこと。

6. 高校教育の充実について

- (1) 老朽化した校舎は早急に建て替えること。
- (2) 市立高校の耐震式プールやエレベーターの設置など施設の拡充をはかること。

7. 私立学校に通う子どもの父母負担軽減のため、市単独の補助事業を実施すること。外国人学校児童生徒保護者補助金の所得制限をなくし、増額をはかること。

8. 幼児教育の充実について

- (1) 私立幼稚園補助金及び私立幼稚園園児教育費助成金を増額すること。

9. 障害児・者の発達を保障する教育について

- (1) 市内の子どもは、市内の特別支援学校に通えるよう、市立の知的障害特別支援学校を建設すること。
- (2) 特別支援学級における正規教員の割合を引き上げるとともに、特別支援教員免許の保有割合を増やすこと。
- (3) 特別支援学級の開設にあたっては、施設・設備などの条件整備に万全を期すこと。
- (4) 市内障害児学級の合同行事予算を市費負担とすること。

10. 奨学金制度について

- (1) 高校・大学における給付型入学準備金・奨学金制度を市独自で創設すること。
- (2) 相互扶助制度の考え方を学生支援の考え方に転換し、連帯保証人制度は廃止すること。
- (3) 市内在住の奨学金利用者全員の実態調査を行うこと。

11. 学習支援、民間の無料塾の支援をすること。

12. 夜間中学を作ること。

【12】社会教育の充実と文化・芸術・スポーツの発展

1. 社会教育の充実と文化・芸術・スポーツの発展について

- (1) 九条俳句不掲載訴訟の高裁判決を公民館行政に活かすこと。
- (2) 公共施設マネジメント計画を見直し、中学校区単位に公民館を建設すること。老朽化した公民館は、すみやかに改修、建て替えをすること。
- (3) 全ての公民館についてバリアフリー化をはかること。靴のはき替えなしで使用できるようにすること。エレベーターを設置すること。
- (4) 社会教育主事は、各館に1名以上配置すること。公民館長は有資格者とし、専門職員としての身分を保障すること。
- (5) 公民館運営費を抜本的に増額し、修繕はすみやかに行うこと。
- (6) 現在、夜間開放を行っている学校の校庭への照明施設整備をすすめること。
- (7) 区ごとに市民スポーツセンターを建設すること。スポーツ振興費を増額すること。
- (8) 政令市最低水準の文化・芸術予算を大幅に増額し、自主的・民主的な文化・芸術団体の積極的育成と振興を図ること。
- (9) スポーツ施設の利用料金の軽減をはかること。
- (10) ビッグイベントは開催しないことも含めて検討し、市民主体のとりくみとすること。

2. 見沼ヘルシーランドについて

- (1) 高齢者・障害者と同様に、一般市民の利用料金も引き下げ、他市有施設との整合性を図ること。

3. 新治村ファミリーランドについて

- (1) 温泉棟の使用時間を延長し、入浴料を無料にすること。
- (2) バンガローの老朽化が進んでいるため、建て替えること。

4. 市立美術館の拡充について

- (1) 学芸員の増員をはかること。
- (2) 貸画廊の使用料金は、市内在住者及び学生は無料にすること。

5. 市の文化財や史跡の保護について

- (1) 文化財保護予算を大幅に増やすと共に文化財保護職員を増やし、市内文化財の調査と保護を実現すること。
- (2) 市内の歴史的な文化財、史跡保存を充実するため、予算を増額すること。
- (3) 国の特別天然記念物である田島ヶ原サクラソウ自生地のサクラソウを専門家の知見、市民との協働で保全すること。

【13】 ジェンダー平等の実現と個人の尊厳を守る

1. 各種審議会、委員会、協議会、政策立案部門の半数を女性の委員とするよう積極的に女性を登用し、女性の地位向上を図り、社会参画の場を拡大すること。
2. 女性管理職を拡大するため、女性市職員の幹部養成と女性幹部職員登用の比率を国が示している30%に引き上げること。
3. 市職員の育児、介護、看護休業を雇用形態や性別に関わらず保障すること。とりわけ男性職員の取得率を計画的に上げること。
4. 女性の活動や団体に対する必要な支援・助成の増額をはかること。
5. あらゆる施策で多様性を尊重し、個人の尊厳を貫くこと。
 - (1) 学校教育において、性の多様性やジェンダー平等への理解を進めるとりくみを、教員と児童生徒の協同で行うこと。
 - (2) 「さいたま市パートナーシップ宣誓制度」を、他自治体の先進事例を参考にしながら運用を改善すること。
6. 男女共同参画相談室等において行われている女性の悩み相談事業、男性の悩み相談事業について、相談員の体制を強化し、あらゆるハラスメントの防止、児童虐待と関連するDV防止などに向けた啓発、対策を講じること。
7. 市内の女性団体が交流・学習等行うためのセンター施設として、男女共同参画センターとは別に、市独自の女性センターを建設すること。
8. DV被害者支援について
 - (1) 配偶者暴力相談支援センターにおいてはDV相談について話を聞くだけにとどめず、一時保護、福祉との連携で住まい確保など、救済できるしくみを作ること。
 - (2) 住民票を移さずさいたま市内に避難しているDV被害者の実態をつかみ、必要な支援や情報が届くよう他自治体と連携すること。
9. 犯罪被害者支援について
 - (1) 犯罪被害者支援条例の制定にあたり、性暴力犯罪被害者支援について特記すること。幅広い被害者を対象とした上で、経済的支援及び生活支援を盛り込み、被害者に寄り添った実効性のあるものにする。
 - (2) 性暴力被害者のために病院拠点型のワンストップ支援センターを設置すること。
 - (3) 犯罪被害者相談窓口を各区役所に設置し、被害者からの相談に丁寧に対応できるようにすること。

【14】 住民福祉の向上のために

1. 生活保護行政の改善・充実について

- (1) 生活保護の申請要件を満たしている者からの申請はすみやかに受理し、車の所有・住居費の超過・就労活動等の問題を申請受理の条件にしないこと。
- (2) 生活保護受給世帯の扶養義務者への再照会や預貯金通帳などの調査などは、人権侵害とならないよう細心の注意を払うこと。また、保護決定まで宿泊できる施設（シェルター）の利用を周知徹底させること。
- (3) 生活保護受給者に対し、以下について丁寧な説明を行うこと。
 - ① 高校生のアルバイト収入が認められるケース
 - ② エアコン設置が認められるケースへの交通費支給制度について
 - ③ 差額ベッド室への入院は医療費扶助の対象とならないこと
 - ④ 子どもの修学旅行費の準備金の補助制度があること
- (4) ケースワーカーの大幅増員をはかり、ケースワーカーに占める社会福祉士の割合を高めること。また、質を高める研修をすすめること。
- (5) 生活保護世帯に対し、冬季加算額に準じた夏季加算額を、市として法外支給として補助すること。

2. 生活困窮者の支援について

- (1) 社会福祉協議会が実施している生活保護費支給までのつなぎ生活資金の貸付制度のほか、市独自で一般市民向けの緊急生活資金貸付制度を創設すること。
- (2) 当面、緊急生活資金の貸付限度額を引き上げるとともに、据え置き期間・返済期間を延長すること。また、保証人制度の要件を緩和すること。
- (3) 生活保護の申請にあたってのつなぎ生活資金については、世帯人員を考慮し限度額を引き上げること。
- (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度は希望する対象者すべてに貸し付けること。
- (5) 高齢者、障害者、子育て世帯などの生活困窮世帯に対するエアコン設置支援制度を創設すること。
- (6) 子どもの貧困の実態調査を行うこと。その際、他政令市の調査を参考に、県の調査と共同で行う、子どもの貧困について研究する大学や機関等の協力を得るなど、その後の子どもの貧困対策に生かすことができるようにすること。
- (7) 学習支援事業を就学援助受給世帯まで拡充すること。高校生教室を全区に広げること。
- (8) 学習支援事業の事業者の選定にあたっては、一般競争入札ではなく、総合評価制度とすること。

3. 高齢者のための施策の充実について

- (1) 敬老祝金制度は、75歳以降毎年支給とすること。
- (2) 福祉電話の対象枠を増やし、全ての一人暮らし高齢者世帯及び生活保護世帯に設置す

ること。

- (3) 運転免許を自主返納した高齢者に対する移動支援制度を創設すること。65歳以上の人にバスの無料乗車パスを支給すること。
- (4) 高齢者に福祉タクシー券を支給すること。
- (5) シルバーフォン緊急通報システム（ペンダント）は、昼間一人になる高齢者や障害者世帯をはじめ、希望者全員に全額市費負担で設置し、使用料も市が負担すること。
- (6) 浦和区と南区に風呂付老人福祉施設を建設すること。
- (7) 各区に老人福祉センターを複数増設すること。
- (8) 老人憩いの家を公民館単位で増設すること。
- (9) 寝たきり高齢者寝具支給事業を市の制度として創設すること。
- (10) 家庭内暴力・虐待から高齢者を保護するための対策を講じるとともに、養護老人ホームの増設を図ること。また、老朽化したホームについては改修計画を立てること。
- (11) 高齢者施設での虐待を防止するために、抜き打ち検査を実施すること。
- (12) 加齢性難聴者への補聴器補助制度を創設すること。

4. 介護保険制度の改善について

- (1) 介護認定の申請から決定までの期日を短縮できるよう対策を強化すること。
- (2) 介護認定の更新等に当たっては、本人の状態、家族等の聞き取りを丁寧に行い、機械的に判断しないこと。
- (3) 在宅9事業のサービス利用料は、所得制限、資産基準の枠をとり払い、3%に減額すること。
- (4) 特別養護老人ホーム、ショートステイなどの待機者の解消を早急にはかること。また「認知症老人」の在宅介護体制を強化しショートステイなどを利用しやすくすること。
- (5) 地域包括支援センターを、高齢者人口の増加に見合う数に増設すること。1ヶ所あたりの高齢者人口について、行政区毎の格差を是正し平準化すること。
- (6) 総合事業において、介護認定申請時に基本チェックリストへの誘導はせず、制度について、ていねいに説明すること。また、業者による専門的なサービスを希望する方についてはすべて保障すること。

5. 障害児・者の生活と権利の保障について

- (1) 手話言語条例を制定し、手話を広めること。
- (2) 難病患者見舞金制度を復活すること。
- (3) 市職員や市事業の委託会社の社員として障害者を積極的に雇用すること。知的・精神障害者の雇用をさらに拡充すること。
- (4) 就労継続支援B型施設は市の責任で整備し、対象者の条件、区分判定の利用制限は、市独自で柔軟に対応すること。
- (5) 特別支援学校を卒業する生徒数に見合う障害者の就労先、施設を市の責任で各区に整備すること。特に長時間通所が困難な重度障害者のために生活介護施設を市の責任で

各区に整備すること。

(6) 障害者の医療制度を充実すること。

- ① 心身障害者医療費支給制度の年齢・所得制限を撤廃すること。
- ② 心身障害者医療費支給制度は、市外通院の場合も窓口の一時払いをなくすこと。
- ③ 心身障害者医療費支給制度において、精神障害者保健福祉手帳 2 級も対象にすること。
- ④ 障害者の救急医療体制を強化すること。

(7) 障害者の社会参加をすすめるためにバリアフリー化を推進すること。

- ① 公民館、福祉施設など公共の建築物、駅舎や道路等の交通機関について、計画的にバリアフリー化をすすめること。
- ② ショートステイ等の居宅介護サービスは、必要なときにいつでも使えるように整備すること。家族のレスパイトにも対応できるショートステイ専門の施設を市の責任で整備すること。
- ③ 自動車燃料費助成制度の所得制限をなくし、助成額を 12,000 円に戻すこと。
- ④ 福祉タクシー利用サービスは所得制限を撤廃すること。利用対象者、利用対象事業者を拡大すること。
- ⑤ 移動支援においては、当事者（利用者、事業者など）の要望を受け止め、使いやすく、必要に応じて柔軟に対応できるように改善すること。
- ⑥ 市の公共施設においては、車椅子ドライバー用駐車場、通路に屋根を設置すること。とりわけ、区役所で未設置のところは設置を急ぐこと。

(8) 障害者の参政権を保障すること。

- ① 在宅投票制度を利用しやすくし、投票所のバリアフリー化をすすめること。
- ② 車椅子でも議会を傍聴できるよう、傍聴席の改修を早急に行うこと。
- ③ 議会棟のトイレの洋式化、及び「みんなのトイレ」を設置すること。

(9) 障害者の住まいを保障すること。

- ① 重度障害者・医療的ケアが必要な障害者のために専門的な職員が配置された設備の整った入所施設を整備すること。
- ② 生活ホーム事業の補助金の削減を撤回し、市が責任を持って維持・拡充すること。
- ③ グループホーム運営費補助事業を拡充し、市独自の整備費補助を創設すること。利用者への家賃補助を実施すること。
- ④ 障害者向け市営住宅、ケア付き市営住宅の建設を促進すること。県にも同様の住宅建設をはたらきかけること。

(10) 心身障害者福祉手当の所得制限をなくし増額をすること。

(11) 税の障害者控除について、再度要綱を見直し、介護保険認定基準を参考に認定できるシステムに変え、住民がもっと使いやすくすること。申請書を全対象者に送付すること。

(12) 各区で行われる防災訓練において障害当事者も参加して行えるようにすること。

(13) 補聴器使用者のために公共施設への磁気ループの設置をすすめること。

(14) 精神障害者の社会的入院について、実態を調査すること。

- (15) わーくはびねす農園さいたま岩槻に看護師を配置すること。夏期、ビニールハウス内の暑さ対策を行うこと。

6. 安心して産み育てるために

- (1) 不妊治療への補助金をさらに拡充すること。
- (2) 不育症の治療費への補助を実施すること。
- (3) おたふく風邪の予防接種を定期接種化するよう国に求めること。
- (4) 入院助産の所得制限を緩和し、適用範囲を広げ、指定産院、病院及び産婦人科を増やすこと。
- (5) 妊婦検診の全額公費負担を実現すること。
- (6) 出産育児一時金とは別に、市独自の出産祝い金制度を創設すること。
- (7) 妊娠期からの切れ目ない妊産婦支援サービスをワンストップの窓口で行うこと。また、デイケアやショートステイで利用できる設備がある「産後母子支援センター」を設置し、その運営について助産師の力を借りること。

7. 保育施設の量と質の向上について

- (1) 60名定員以上の認可保育所を増設し、希望するすべての子どもが入所できるようにすること。
- (2) 保育のガイドラインを作成すること。
- (3) 0～2歳児の保育料を決定する所得階層の区分を細分化すること。
- (4) 保育施設の形態によって保育の質に格差が生じないようにすること。小規模保育C型はさいたま市内で展開しないこと。
- (5) 保育施設がAEDを設置するための補助金制度を創設すること。
- (6) 公立認可保育所について
 - ① 保育士定数を増やし、フルタイムで働く臨時の保育士を正規雇用すること。通常の保育には正規の保育士を配置すること。現場の声を聞きながら、保育士を確保するための具体的な対策をすすめること。
 - ② 産休明け保育を減らさないこと。1・2歳児の定員増、父母の勤務の実態にみあった長時間保育を行うこと。
 - ③ 0歳児保育実施園には看護師を全園配置とするよう、市の要綱を改定すること。
 - ④ 障害児保育枠を拡充すること。
 - ⑤ 給食の食材は輸入食品、遺伝子組み替え食品の不使用を徹底し、市内の農家、県内の農家と協力し、地産地消を推奨すること。
 - ⑥ 給食調理員の委託を廃止し、直接雇用とすること。
 - ⑦ 緊急一時保育の全園の実施をめざし、拡充をはかること。
- (7) 私立認可保育所について
 - ① 保育料の「無償化」に伴い、副食料費も無償とすること。
 - ② 運営費補助金の抜本的拡充を図ること。児童の定員区分の見直しや0歳児の定員割れ

- 削減をやめ、定員定額の補助金に改善すること。
- ③ 老朽化に伴う新設・改築のための補助を増額すること。
 - ④ 保育所整備のため必要となる用地購入への補助、及び固定資産税の減免を行うこと。
 - ⑤ 職員の給与は公立保育所職員の給与基準に準ずること。
 - ⑥ 栄養士を雇用し、アレルギー児への対応や安全・安心の給食を提供できるように市独自の人件費補助を創設すること。
 - ⑦ 0歳児保育を行っている私立保育所の離乳食調理員予算を増額すること。
 - ⑧ 保育施設で使用する上・下水道料金の減免を行うこと。
 - ⑨ 保育士配置の特例措置について、措置期間の期限を設けること。保育士の確保に全力を挙げること。
- (8) 病児・病後児保育について、学童保育に通う児童も対象とすること。
- (9) 認可外保育施設について
- ① 児童福祉法にもとづき、県と協力して措置費並の補助を行うこと。産休明けからの0歳児保育の定員枠を広げること。
 - ② 長時間保育対策費としての補助を増額すること。
 - ③ 冬季暖房用灯油の安定確保及び増額出費分の援助を行うこと。
 - ④ 施設改善のための補助を増額するとともに、施設増改築のための無担保長期、低利の融資制度をつくること。
 - ⑤ 施設を借りている保育施設のために賃借料の補助を行うこと。
 - ⑥ さいたま市認定、及び企業主導型保育施設も含めた認可外保育施設で事故が起きた場合でも、市が積極的に関与すること。
- (10) 株式会社の目的は営利の追求であるため、参入を認める際は慎重にすること。
- (11) 児童虐待における一時保護体制を強化すること。児童福祉司と児童心理士を増員すること。引き続き、教員、保育士、医師、保健師等との連携を強化すること。

8. 子どもの放課後と学童保育政策の充実について

- (1) 公立放課後児童クラブの拡充を図ること。
- ① 待機児童が増加している現状を踏まえ、運営基準の適正化をはかるため、公立放課後児童クラブの大規模施設の分離・増設など公立の施設整備を抜本的に拡充すること。
 - ② 公立放課後児童クラブの放課後児童支援員の処遇改善をすすめること。
- (2) 民間学童保育への支援を進めること。
- ① 施設確保のために独立施設の建設、学校内施設の確保、公的施設の貸与、民間施設の借り上げ貸与・斡旋などより一層の支援をすること。
 - ② 家賃補助は全額補助すること。
 - ③ すべての民間学童保育にAEDを設置すること。
- (3) 指導員の処遇改善と、研修制度を確立すること。
- ① 指導員の専門性にふさわしい労働条件を確保するため、国の指導員の処遇改善と委託金補助を満額活用すること。

- ② 市主催研修について、市として体系的な研修を検討し、専門性の向上を図ること。
- (4) 障害児の学童保育利用について改善すること。
 - ① 障害児加算の基準額をさらに引き上げ、国庫補助額以上となるよう拡充すること。
 - ② 巡回相談制度の拡充をすすめるとともに複数以上の体制にすること。
 - ③ 中学生になっても通所できるよう、市独自で支援策を講じること。
- (5) 「放課後児童支援員等処遇改善事業」等を満額活用すること。

9. ケアラー支援について

- (1) 埼玉県がケアラー支援条例を制定したことを踏まえ、市独自でケアラー支援条例を制定すること。
- (2) 市内のケアラーの実態をつかむこと。

【15】市民のいのちと健康を守る医療制度の充実

1. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者検診において、他市が行っているように、心電図、貧血検査など検査項目を市独自で増やすこと。また、短期保険証の発行を行わないこと。

2. 市内の医療体制の充実について

- (1) 市立病院について
 - ① 医師・看護師の確保と定着のため、労働条件の向上につとめること。とりわけ小児科医の増員をはかること。
 - ② 看護師の夜勤体制について「3名以上、月6回以内」とすること。看護師・医療技術者等職員の研修を充実すること。
 - ③ 医師・看護師および職員の定員増をはかり、充足率の向上を図ること。
 - ④ 医療過誤をおこすことのないよう医療体制の整備等万全を期すこと。
 - ⑤ 女性医師の計画的配置をすすめ、女性専門外来を創設すること。
 - ⑥ 経営については、公営企業法の一部適用を維持すること。
- (2) 市内の医療機関における差額ベッド代の徴収については、厚労省の「徴収してはならない基準」を守るよう周知徹底すること。
- (3) 市内の小児一次救急医療体制の充実をはかること。
- (4) 医師・看護師の確保など一層の医療体制の充実をはかること。
- (5) 市内に、分娩のできる産科医療施設の確保を急ぐこと。
- (6) 小児医療及び24時間小児救急医療体制の一層の充実をはかること。

3. 予防医療対策と保健所・保健センターの充実について

- (1) 保健所を市内にもう1ヶ所増設すること。
- (2) 医師や保健師、栄養士、歯科衛生士など専門職員の抜本的な増員と専門的な研修を保障すること。
- (3) 健康診査の内容を充実し、受けやすくすること。
 - ① 70歳以下でもガン検診を無料にすること。
 - ② 市独自も含めて、喘息患者の医療費助成制度の充実をはかること。
 - ③ 生活習慣病予防特定健診の受診費用に対する市単独予算の増額を行うこと。

4. 国民健康保険制度の充実について

- (1) 国民健康保険税を一人1万円以上引き下げる。子どもの均等割りを廃止すること。
- (2) 資格証明書の発行をただちに止めること。
- (3) 国保法第44条の医療費の窓口負担軽減の減免要件の拡充を図り市民に周知すること。
- (4) 国保の人間ドックへの補助金を15000円に戻すこと。
- (5) 県単位化で国保税が値上げにならないよう、法定外繰り入れを継続すること。

5. 子育て支援医療費助成事業を現行のまま堅持すること。

<後期高齢者広域連合に対して要望されたい>

- (1) 特例軽減の廃止や高額療養費の限度額引き上げなどを中止するよう国に意見を上げるよう求めること。
- (2) 窓口負担を2割に引き上げないよう国に意見を上げること。
- (3) 来年度に実施される特例軽減の一部廃止や高額療養費の限度額引き上げ分を広域連合で独自に負担し、高齢者の負担を軽減すること。
- (4) 生活保護基準相当の低所得者に対する独自の減免を拡充すること。

【16】動物愛護について

- 1. 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術への助成金を増額すること。
- 2. 動物虐待防止に向けての取り組みを強化すること。
- 3. 動物福祉的な殺処分ゼロを実現すること。動物愛護ふれあいセンターをシェルター化すること。
- 4. 災害時、ペットの同伴避難が可能となる避難所を整備すること。

【17】 緑と自然環境を守り、安心・安全なさいたま市へ

1. 自然エネルギーの普及について

- (1) 地球温暖化対策の推進にむけて各部局・担当課との連携を強め、CO₂削減目標の達成にむけて具体的な施策を進めること。
- (2) 公共交通の利用促進を進めること。各事業所での二酸化炭素排出量削減を義務づけること。
- (3) 小水力発電を積極的に推進すること。
- (4) 太陽光パネルを全ての公共施設・市営住宅に設置すること。
- (5) 太陽光発電促進のため、設置補助金の増額や、奨励金、融資斡旋、ファンドの設立などを行うこと。
- (6) LED や太陽熱温水器など省エネ機器を普及すること。
- (7) ゴミ焼却施設においては、ガス化溶融炉方式を採用しないこと。

2. 公共下水道について

- (1) 市街化調整区域においては、公共下水道の整備か合併浄化槽の導入かを市民の意向に沿って進めること。工事予定地域には工事説明会を行うこと。
- (2) 政令市で最も高額である受益者負担金を廃止すること。
- (3) 下水道企業会計に対する一般会計からの出資金および補助金を復活させ、行政の責任で整備を促進し、下水道料金を引き下げること。
- (4) 下水道の不明水調査と改修を早急におこなうこと。
- (5) 下水道の誤接調査を一刻も早く完了させ、対策を計画的に進め、早期に解消すること。
- (6) 合流式下水道は分流式下水道に切り替えること。
- (7) 老朽化した下水道管の敷設替えを早急に行うこと。

3. 公園整備について

- (1) 公園整備は年次計画をもって進めること。
- (2) 公園用地を積極的に取得し、公園面積の拡充をはかること。
- (3) 身近に憩える街区公園の建設（整備）を積極的に進めること。
- (4) 市内に残る自然林を市の責任で購入するとともに、管理への補助を行なうこと。
- (5) 国の一斉点検により撤去された公園遊具の新設を急ぐこと。

4. 見沼たんぼの保全について

- (1) 見沼の農業を守るために地権者、農業者の固定資産税、相続税の減免、及び低金利融資、植木の公共利用など特別の優遇措置をとること。
- (2) 県と協議し、見沼たんぼへのゴミの不法投棄防止対策を緊急に行うこと。
不適切な保管については徹底指導し、撤去させること。
- (3) 耕作放棄地をなくし、農業振興のための対策を講じること。農地転用してからも

フォローすること。

5. 水害・治水対策について

- (1) 芝川第一調節池の早期完成及び新川などの水害解消に万全を期すこと。
- (2) 都市型水害対策の計画作成や内水ハザードマップの周知、学校や公園・道路など公共施設・住宅を利用しての遊水池・地下貯水槽の増設、排水路整備、河川改修を促進すること。河川の両岸の土手の雑草は、定期的に草刈りをする事。
- (3) 引き続き内水排除のポンプアップ必要箇所について、全市的調査を行い、年次計画で実施すること。
- (4) 未整備の排水路の改修を急ぐこと。排水路整備後の土地利用については地元の声を聞いて計画を立てること。
- (5) 宅地化のすすんでいる地域での農業用水路の整備については、農家組合、用水組合まかせにせず、市が責任をもって行うこと。
- (6) 岩槻西徳力団地・東都住宅・北部公民館周辺・諏訪団地内とその周辺・東海団地・東岩槻駅周辺の水害対策解消の年次計画を策定すること。
- (7) 浸水被害時・後の対応について、床下浸水になったら、直ちに仮設トイレを設置すること。また、罹災証明用紙をただちに届けること。罹災したら使える諸制度について被害者に周知徹底すること。
- (8) 水害時の広域避難について区を超えた避難訓練や避難所運営訓練を行うこと。
- (9) 浸水被害にあった個人の住宅については消毒に関する情報の周知だけでなく、希望者には無料で消毒を行うこと。
- (10) 綾瀬川・元荒川の水質改善に努め、定期的に汚染情報の公開・報告を行うこと。
- (11) ゲリラ豪雨等による「道路冠水」被害を把握し、適切な対応を行うこと。
- (12) 避難タワーを建設すること。

6. 災害に強いまちづくりについて

- (1) 消防職員および消防団員の100%充足を早期に達成すること。
- (2) 災害時に区役所が区の実態を把握し、被害状況を集約できる体制をつくること。
- (3) 液状化対策を位置づけたまちづくりをすすめること。
- (4) 防災体制の充実をすすめること。
 - ① 防火貯水槽、消火栓を100%整備すること。防災予算の増額をはかること。
 - ② 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設の耐震化について関係機関を指導すること。また、中心市街地におけるライフラインの共同溝建設を促進すること。
 - ③ 民間住宅の耐震診断に対する補助制度をさらに拡充すること。
 - ④ 民間の医療機関・福祉施設などの、耐震補強のための助成制度をさらに拡充すること。また、耐震診断士の養成と活用を図ること。
 - ⑤ 地震などの大規模災害に際して一部損壊の場合の住宅再建の補助、無利子融資制度をつくること。

- ⑥ 感震ブレイカーを住宅密集地域すべてに配布できるようにすること。
- (5) 福祉避難所の指定を増やすこと。
- (6) 第一次避難所としての指定福祉避難所を作ること。
- (7) 災害弱者に対する避難誘導の対策を強化すること。

7. マンション建設の規制について

- (1) 住民の日照権の侵害や災害の恐れのある建築物や開発行為を規制し、調和のとれた街づくりをすすめるために、「まちづくり条例」をつくること。
- (2) 住民の住環境を守る立場から適切な行政指導を積極的に行うこと。
 - ① 市の開発指導要綱を改め、近隣住民の同意条項を設けること。
 - ② 法の網の目をくぐる脱法的開発を規制すること。道路位置指定に隣接して開発する場合は少なくとも2~3年の期間をおくこと。
 - ③ ワンルームマンションは30戸以下に規制すること。
- (3) 中高層建築物について、3階建てや高さが7メートル未満（準工地域・商業地域の場合は15メートル未満）の場合でも、近隣住民に影響がある場合には事前届出を適用すること。
- (4) マンションの戸数分の駐車場を確保することを建築主に義務づけること。あわせて敷地内の駐車場の立体化については、住民の意見をよく聞くこと。
- (5) 大手ゼネコンはもとより、地元業者のマンション建設被害に対する徹底した指導を行い、協定書締結の義務化など市条例で紛争防止の対応を行い、住民被害が出ないよう指導を行うこと。住民からの相談に対し良く聞き取り丁寧な対応と支援を行うこと。
- (6) 中高層建築物の斡旋・調停については市が責任をもって解決にあたること。同時に勧告に従わない行為に対する罰則を条例に盛り込むこと。

8. 総合的な交通網整備と交通対策について

- (1) コミュニティバス等導入ガイドラインを見直すこと。
 - ① 行政の責任で運行を図るようにすること。
 - ② 収支率（40%以上）を撤廃すること。
 - ③ 土日祝祭日の運行を行うこと。
 - ④ 1時間につき2本に増便すること。
 - ⑤ 料金は、一律100円（ワンコイン）とすること。
 - ⑥ 全便ノンステップ化を早期に実施すること。
 - ⑦ 高齢者が公共交通機関を利用しやすいように福祉パスなど割引補助制度を創設すること。
- (2) 高齢化社会の到来に対応する福祉型の交通手段を図ること。
- (3) JR 東日本など鉄道事業者に対し、住民利用者の意見や要望に真摯に応えるよう求め、以下の点を強く要求すること。
 - ① 駅のバリアフリー化を推進すること。

- ② 高崎線、宇都宮線の混雑解消、輸送力増強、始発・終電時刻の延長を図ること。駅コンコースに車イスを常備すること。
 - ③ 武蔵野線南浦和駅と東浦和駅の間の新駅を設置すること。
 - ④ 駅ごとに利用者の要望をよく聞き、駅舎の改善（改札口の充実、ホームの延長、トイレ、ベンチなど）を行うこと。
 - ⑤ 駅前などの自転車置き場について、JRとも積極的に協議し、市の責任で増設し安価とすること。また、JRにも負担を求めること。
 - ⑥ 高崎線・宇都宮線の列車増発、武蔵野線の大宮駅乗り入れ増発、埼京線の大宮駅以南の運行本数の増発を図ること。東大宮駅への通勤快速の停車を実現すること。籠原～大宮間折り返し列車の増発を図ること。
 - ⑦ 京浜東北線のラッシュ時の増発と東武野田線との相互乗り入れについて検討すること。
 - ⑧ 埼京線踏切1番、3番、7番の歩行者用の通路が狭く、特に1番踏切はカーブしており大変危険。抜本的な対策をとること。
 - ⑨ 川越線（大宮～川越）の全線複線化を図ること。
 - ⑩ 武蔵浦和駅武蔵野線側に改札口を設置すること。
 - ⑪ 全駅にホームドアを設置すること。
 - ⑫ 踏切の拡幅についての協議をすすめること。
 - ⑬ 精神障害者に対する運賃割引を実施すること。
 - ⑭ 駅の無人化をやめ、適切な職員配置を行い駅構内の安全を図るとともに障害者等がスムーズに利用できるようにすること。
 - ⑮ 鉄道事業者に対し、市民要望が反映されるよう、直接交渉を進めること。
- (4) 新見沼大橋有料道路の早期無料化をはかり、当面、自転車は無料にすること。また、災害時には一時的に無料にすること。
 - (5) さいたま市上空を飛行する羽田空港への新ルートの中止を国に求めること。
 - (6) スマイルロードやくらしの道路の積み残しがないようにすること。道路の緑化、歩道の設置、電線の地中化を促進するための財政措置を強めるよう国に要求すること。
 - (7) 交通信号機の大幅増設と改良を積極的に推進し、お年寄りや障害者が安心して渡れるよう整備すること。道路照明灯、道路標識の整備など、交通安全施設の予算増をはかること。
 - (8) 私道の道路舗装・側溝整備については、予算の大幅な増額を図るとともに、全額公費で行うこと。また5戸以上とする要件を3戸以上に緩和すること。段差、老朽化のある箇所の緊急整備を行うこと。

9. 住民の声を活かしたまちづくりについて

- (1) 工場移転跡地などについては、直ちに全体的な都市計画の立場から検討し、必要に応じて、用途地域を準工業地域から住居系地域に改めるなどして、住環境の破壊を招かないよう安心して住める都市づくりを行うよう指導すること。また、都市公園建設の

ためにも、国庫補助事業として、用地買収を積極的に進めること。物納等で失われていく屋敷林の保全を計画的に進めること。

- (2) 駅周辺の整備については、住民の要望を尊重し、民主的に行うこと。
- (3) 大宮駅西口へトイレを新設すること。
- (4) JR、東武野田線、ニューシャトルの駅前の公衆トイレの設置を進めること。
- (5) 浦和駅周辺整備については、交通渋滞緩和、地元商店繁栄の立場を基本に、市民の合意が得られる内容とすること。地元地権者、商店参加の街づくりを行うこと。
- (6) 区画整理はあくまでも計画を透明にし、情報を開示して関係者の理解と合意を尊重して民主的に対処すること。組合施行に限らず市施行も含めて市民合意ですすめること。住民要望の強い区画整理事業の予算を確保すること。国庫補助金の増額に努めること。
- (7) 事業期間が長期化している地区については、市が責任をもって事業をすすめること。
- (8) 区画整理完了後、市の所有となる道水路・公園・遊水池等についてはその用地及び築造費は権利者負担軽減のため、市の補助金を増額すること。
- (9) 各自治会単位に集会場をつくるため、土地の購入とその貸与、建設費補助金の制度の増額をはかること。

10. 安心・安全の住宅政策について

- (1) 市民の要求にこたえる安心・安全の住宅政策を実施すること。
 - ① 憲法 25 条の生存権に基づく「住まいは福祉」とする見地から、高齢者、障害者、非正規雇用など低所得の青年労働者、母子・父子家庭等に対応した公営住宅を増設すること。
 - ② 市営住宅の長寿命化計画にもとづく建て替え計画を見直し、戸数を大幅に増やすこと。
 - ③ 公共住宅・民間アパートを活用した借り上げの市営住宅の設置を進めること。
 - ④ 市営住宅家賃は据え置くとともに、家賃の減免規定を充実させ、低所得者の救済をはかること。
 - ⑤ 勤労者住宅建築資金融資制度の内容を充実し、全市民を融資の対象とすること。
 - ⑥ 公営住宅の有期入居はやめ、居住権の継承をせめて一親等まで認めること。
 - ⑦ ハウスクター制度を確立すること。
 - ⑧ 市営住宅の収入基準の上限を市民生活に見合うよう引き上げ、入居資格の幅を広げることを国に申し入れること。
 - ⑨ 市営住宅に光回線を導入すること。
- (2) 高齢者のための住宅対策を実施すること。

11. 環境対策と清掃事業の充実について

- (1) 桜環境センターについて、今後も住民の意見に耳を傾け、安全対策に万全を期すこと。
- (2) 清掃行政を改善し、市民サービスを向上させること。
 - ① ゴミ減量のため事業者の「拡大生産者責任」を明らかにし、発生源で規制を強化すること。

- ② 3R を徹底するなど、分別の強化や資源化の知恵を出し合う場を組織し、行政が説明会等を旺盛に行うこと。特にリユースを進めるとりくみを強化すること。
 - ③ 事業系ゴミの削減の強化をすること。
 - ④ ゴミ収集は市直営を減らさず、増やすこと。収集は午前中に実施すること。
 - ⑤ 生ゴミのステーション設置について自治会の協力を得て、市が積極的にすすめ、助成金を増額すること。また、住民誰もが利用できるように指導すること。
 - ⑥ 無公害処理技術の開発と、公害防止施設を整えた廃棄物の最終処分地を確保するよう国に要求すること。
 - ⑦ 直営によるふれあい収集制度を守り、対象を広げること。また、可燃物の収集を週 2 日とすること。
 - ⑧ リサイクル推進のため古紙収集等の補助額を増やすこと。
 - ⑨ 家庭ごみの有料化は行わないこと。
- (3) 環境問題を重視し、環境を守り公害をなくすこと。
- ① 県の環境保全条例に基づく緑地保全の地区指定を積極的に進めること。また、相続発生による緑地保全地区の売買のあるときは、市は公共用地取得をすること。
 - ② 害虫の被害から緑を守るため、公共施設、とりわけ学校、保育所などについて樹木の剪定を行うこと。
 - ③ 水害地域については、浸水後直ちに防疫洗浄車による消毒を行うこと。
 - ④ 大気汚染・騒音の常時監視測定局を増設し監視体制を強めること。
 - ⑤ 全ての公害を発生源で規制し、住民の苦情にすぐ応えられるように体制を強化し、科学的検査機能を強化すること。
 - ⑥ 広域道路や高速道路の騒音・振動対策と大気汚染調査を行い、あわせてアトピーや喘息などの健康調査を行うこと。
 - ⑦ 土壌浄化方式光触媒、脱硝ブロックによる自動車排ガス対策の実施を強化すること。
 - ⑧ 三菱マテリアル大宮研究所の放射性廃棄物の保管物安全管理の徹底を行うよう指導すること。引き続き立ち入り調査を行い廃棄物の全面撤去を指導すること。
 - ⑨ 産業廃棄物の排出・処理にあたって、ひきつづき不良不適格業者を厳しく摘発し、根絶を図ること。
 - ⑩ 市内の産業廃棄物不法投棄について、実態をただちに調査し対策を講ずること。昼・夜間のパトロールを強化すること。
- (4) アスベスト曝露から市民の命と健康を守るための対策をはかること。
- ① 民間建築物のアスベスト除去に対する助成措置のさらなる増額をはかること。また、そのために国や県に要望すること。
 - ② 健康・労災・建物改修などのアスベストに関する市民の様々な相談に対応できるよう、弁護士や医師などを含む部局横断的なワンストップ窓口を設置すること。また定期的な検診を実施すること。
 - ③ 官民間問わず、再生砕石を使用している土地でのアスベスト含有を調査し対処すること。また、目視だけに頼らず、検査機器を活用すること。また、再生砕石製造過程でのア

スベスト混入を防ぐための対策をたてること。

- ④ アスベスト混入が市民や民間検査機関などから指摘された場合は、指摘者立会いで調査すること。
 - ⑤ NPO 法人はじめ民間の協力も得て、アスベスト早期発見につとめること。
 - ⑥ アスベスト関連業者への専門的な知識や技術研修・育成を進めること。
 - ⑦ アスベスト含有建築物の解体のピークはこれからのため、対策を強化すること。
 - ⑧ 商店街アーケード等、民有地であっても不特定多数の市民の出入りのある場所におけるアスベスト調査を行うこと。
 - ⑨ 大規模災害時のアスベスト対策とアスベスト関連の情報公開体制を構築すること。
- (5) 放射能汚染された土壌の再利用及び受け入れはしないこと。

12. 埼大通りのケヤキ並木のケヤキを保全すること。

以上